資料1－1－1

復興産業集積区域

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

市町村	復興産業集積区域の範囲
洋野町	○区域Ａ 【種市地区復興産業集積区域】 洋野町種市第１～５８、６０、６３～６９、７２、７４地割、洋野町小子内第１～８地割、洋野町有家第１～９地割、洋野町中野第１～１３地割 【大野地区復興産業集積区域】 洋野町上舘第５４～５７地割、洋野町大野第４、６～９、１１～１２、１４、１６、１９～３３、３５～５５、５７～６５、６７～７２地割、洋野町阿子木第１～１８地割、洋野町帯島第１～１１地割、弥栄、洋野町水沢第７～１０地割
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、青森県の境界線と国道４５号線との交会点を起点とし、久慈市の境界線と国道４５号線との交会点に至るまでの国道４５号線の中心線から東西に３ｋｍ以内、久慈市の境界線と国道３９５号線との交会点を起点とし、軽米町の境界線と国道３９５号線との交会点に至るまでの国道３９５号線の中心線から１ｋｍ以内を区域Ｂとする。
久慈市	○区域Ａ 【拠点工業団地復興産業集積区域】 ・久慈市長内町第 28 地割 105-252、105-253、105-255、105-256、105-257、105-259、105-260、105-261、105-263、105-264、105-304、105-305、105-307 ・久慈市長内町第 35 地割 114-4、123-18、123-19、123-20、123-21、123-22、123-24 【諏訪下埋立地区復興産業集積区域】 久慈市長内町の埋立区域（地図参照） 【長内工業地区復興産業集積区域】 　久慈市長内町第 27 地割 29 番 2 号～3 号、7 号、10 号、30 番 1 号、7 号～8 号、11 号、31 番 1 号、3 号、5 号、7 号～8 号、第 28 地割 1 番 15 号、19 号、25 号、29 号、30 号、1 番、2 番 15 号、19 号、22 号～25 号、27 号、2 番、3 番 1～2 号、15 号、23 号～25 号、28 号～30 号、4 番 2 号～7 号、15 号、28 号～29 号、5 番 15 号、28 号～30 号、5 番、6 番 1 号～3 号、25 号、29 号、7 番 1 号～9 号、29 号～30 号、8 番 1 号～2 号、25 号、28 号～29 号、9 番 29 号、10 番 1 号～2 号、6 号～7 号、30 号、11 番 2 号～3 号、7 号、29 号～30 号、12 番 29 号～30 号、12 番、13 番、14 番、16 番、18 番、20 番、22 番、23 番、26 番、27 番、29 番 2 号、13 号～14 号、30 番 2 号、13 号～16 号、18 号～21 号、31 番 2 号、31 番、32 番、33 番 1 号～10 号、34 番、35 番 1 号～3 号、36 番 1 号～2 号、37 番 1 号～2 号、38 番、40 番 1 号、41 番 2 号、46 番 1 号～2 号、48 番 1 号～2 号、50 番、51 番 1 号、4 号～6 号、52 番 1 号、53 番 1 号、54 番 1 号、56 番 1 号、57 番 1 号～2 号、62 番、63 番 1 号～2 号、64 番 1 号、65 番、66 番、67 番、68 番、69 番 2 号、70 番 1 号、71 番、73 番 1 号～2 号、74 番、75 番、76 番 2 号、76 番、77 番 1 号、4 号、77 番 6 号～7 号、10 号～19 号、78 番 2 号、78 番、80 番 1 号～3 号、81 番 3 号～5 号、9 号、11 号、82 番 1 号、84 番、85 番 1 号、86 番 1 号～2 号、88 番 1 号～2 号、89 番 1 号、3 号、90 番 2 号、98 番 1 号～2 号、6 号～7 号、99 番 3 号～4 号、100 番 1 号、4 号～7

市町村	復興産業集積区域の範囲
	号、11号～15号、103番1号、34号、55号、63号、74号、第29地割1番1号、3号～6号、14号～21号、25号、30号、2番14号、15号、19号、20号、25号、3番1号、7号、11号、14号、25号、26号、4番1号、3号、5号～8号、16号、24号、25号、5番1号、2号、14号～17号、24号、25号、29号、6番2号、4号、5号、14号～16号、24号、7番14号、15号、21号、24号、7番、8番1号、9号、13号～21号、24号、9番1号～4号、14号、15号、19号、20号、21号、10番1号、7号、10号、14号、16号、17号、21号、11番14号、18号、12番14号、18号、14番1号　～3号、5号～14号、15番1号、2号、5号～7号、9号、16番1号、4号～6号、17番1号、5号、18番1号、11号～13号、19番1号、2号、20番1号、2号、21番1号、7号～10号、24番4号～8号、25番1号～5号、26番3号、26番、29番5号、30番1号、2号、31番、32番1号、33番1号、2号、4号、5号、34番1号、2号、35番、36番1号～5号、37番1号～5号、38番1号～3号、39番1号～3号、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、56番、第30地割、第31地割、第32地割1番1号～9号、14号、17号、18号、30号、2番2号、5号、14号、15号、17号、18号、24号、3番14号、15号、17号、29号、4番1号、3号、14号、17号、19号、24号、5番1号、17号、19号、24号、29号、6番1号～3号、7号～9号、17号、19号、24号、29号、7番17号、24号、29号、8番17号、29号、9番29号、10番29号、11番1号、3号～5号、29号、12番1号、4号～7号、19号、29号、13番、14番1号、2号、15番2号、17番1号～8号、22号～25号、18番1号、2号、19番4号～6号、12号～14号、24番2号、4号～7号、29番2号、3号、5号～17号、30番1号、2号、31番、32番1号～12号、34番1号～3号35番1号、2号、5号～7号、36番1号～4号、6号～8号、52番、第33地割、第34地割、第35地割、第36地割、第37地割、第40地割、第41地割102番1号、102番3号、第42地割1番1号、1番2号、2番、3番、4番18号、6番18号、6番、7番1号、2号、8番1号～15号、9番1号～7号、10番1号～11号、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番3号 【半崎埋立地区復興産業集積区域】 久慈市夏井町の埋立区域（地図参照） 【夏井町大崎地区復興産業集積区域】 久慈市夏井町の大崎地区のうち15地割1番1及び20番1
	○区域Ｂ 区域Ａ及び以下に示す区域を区域Ｂとする。 【桑畑漁港復興産業集積区域】 　地図参照 【田子の木漁港復興産業集積区域】 　地図参照 【川津内漁港復興産業集積区域】 　地図参照 【横沼漁港復興産業集積区域】

市町村	復興産業集積区域の範囲
	地図参照 【白前漁港復興産業集積区域】 地図参照 【麦生漁港復興産業集積区域】 地図参照 【久慈港玉の脇地区港湾復興産業集積区域】 地図参照 【舟渡漁港復興産業集積区域】 地図参照 【小袖漁港復興産業集積区域】 地図参照 【久喜漁港復興産業集積区域】 地図参照 【久慈地区復興産業集積区域】 国道 45 号線と県道 149 号（侍浜停車場線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、国道 281 号線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 281 号線と市道山岸線との交会点に至るまでの国道 281 号線の中心線から 500m 以内、県道 7 号線（久慈岩泉線）と国道 281 号線との交会点を起点とし、県道 7 号線（久慈岩泉線）と市道和野線との交会点に至るまでの県道 7 号線（久慈岩泉線）の中心線から 500m 以内、市道上長内日吉町線と市道上長内長内橋線との交会点を起点とし、市道上長内日吉町線と市道日吉町宇部線の交会点に至るまでの市道上長内日吉町線の中心線から 500m 以内、市道山岸線と国道 45 号線の交会点を起点とし、市道山岸線と国道 281 号線の交会点に至るまでの市道山岸線の中心線から 500m 以内、市道畑田国坂線と市道山岸線の交会点を起点とし、市道畑田国坂線と市道津内口線との交会点に至るまでの市道畑田国坂線の中心線から 500m以内、県道 149 号線（侍浜停車場線）と国道 45 号線の交会点を起点とし、県道 149 号線（侍浜停車場線）と市道妻ノ神線との交会点に至るまでの県道 149 号線（侍浜停車場線）の中心線から 500m 以内、市道宇部岩瀬張線と国道 45 号線の交会点を起点とし、市道宇部岩瀬張線と市道和野平線との交会点に至るまでの市道宇部岩瀬張線の中心線から 500m 以内、国道 395 号線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 395 号線と夏井町鳥谷第２地割との境界の交会点に至るまでの国道 395 号線の中心線から 500m 以内、林道滝合線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、林道滝合線と国道 45 号線との交会点に至るまでの林道滝合線の中心線から 500m 以内、県道 268 号線（野田長内線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 268 号線（野田長内線）と市道二子線との交会点に至るまでの県道 268 号線（野田長内線）の中心線から 500m 以内、市道二子線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点を起点とし、市道二子線と市道二子館石線との交会点に至るまでの市道二子線の中心線から 500m 以内、市道二子館石線と市道二子線との交会点を起点とし、市道二子館石線と市道二子小袖沢線との交会点に至るまでの市道二子館石線の中心線から 500m 以

市町村	復興産業集積区域の範囲
	内、市道二子小袖沢線と市道二子館石線との交会点を起点とし、市道二子小袖沢線と市道三崎館石線との交会点に至るまでの市道二子小袖沢線の中心線から500m以内、市道三崎館石線と市道二子小袖沢線との交会点を起点とし、市道三崎館石線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点に至るまでの市道三崎館石線の中心線から 500m 以内、県道 268 号線（野田長内線）と市道三崎館石線との交会点を起点とし、県道268号線（野田長内線）と野田村の境界線との交会点に至るまでの県道268号線（野田長内線）の中心線から500m以内、国道45号線と国道281号線との交会点を起点とし、国道45号線と野田村の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、市道天田内三日町線と県道7号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、市道天田内三日町線と市道三日町大通線との交会点に至るまでの市道天田内三日町線の中心線から300m以内、市道三日町大通線と市道天田内三日町線との交会点を起点とし、市道三日町大通線と国道 281 号線との交会点に至るまでの市道三日町大通線の中心線から300m以内、市道広野平線と市道寺里畑田線との交会点を起点とし、市道広野平線と市道広野山線との交会点に至るまでの市道広野平線の中心線から500m以内、県道279号線（侍浜夏井線）と国道45号線との交会点を起点とし、県道279号線（侍浜夏井線）と市道横沼漁港線との交会点に至るまでの県道279号線（侍浜夏井線）の中心線から500m以内、市道半崎漁港線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、市道半崎漁港線と久慈港臨港道路（施設番号Ｄ-1-27）との交会点に至るまでの市道半崎漁港線の中心線から 500m 以内、国道45号線と県道279号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、国道45号線と市道外屋敷線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、市道桑畑外屋敷線と市道外屋敷線との交会点を起点とし、市道桑畑外屋敷線と市道向井町外屋敷線との交会点に至るまでの市道桑畑外屋敷線の中心線から300m以内、市道向井町外屋敷線と市道桑畑外屋敷線との交会点を起点とし、市道向井町外屋敷線と市道粒田浜線との交会点に至るまでの市道向井町外屋敷線の中心線から300m以内、市道向井町外屋敷線と市道粒田浜線との交会点を起点とし、市道粒田浜線の終点に至るまでの中心線から300m以内、三崎舘石線と長内町と宇部町の境界線との交会点を起点とし、林道長内宇部線と長内町と宇部町の境界線との交会点に至るまでの長内町と宇部町の境界線から100m以内、県道279号線と国道395号線との交会点を起点とし、県道 279 号線と林道滝合線との交会点に至るまでの県道 279 号線の中心線から300m以内。 【山形地区復興産業集積区域①】 国道 281 号線と県道５号線（一戸山形線）との交会点を起点とし、国道 281 号線と山形町川井第11地割の境界線との交会点に至るまでの国道281号線の中心線から500m以内。 【山形地区復興産業集積区域②】 林道九戸高原線と県道５号線（一戸山形線）との交会点を起点とし、林道九戸高原線と県道272号線（戸田荷軽部線）との交会点に至るまでの林道九戸高原線の中心線から500m以内、林道九戸高原線と県道 272 号線との交会点を起点とし、林道九戸高原線と市道来内線との交会点に至るまでの林道九戸高原線の中心線から100m以内、市道来内線と林道九戸高原線との交会点を起点とし、市道来内線と葛巻町の境界線との交会点に至るまでの市道来内線の中心

市町村	復興産業集積区域の範囲
	線から 100m 以内。 以上のうち、第１種低層住居専用地域並びに三陸復興国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
野田村	○区域Ａ 【中沢・広内地区復興産業集積区域①】 　地図参照 【中沢・広内地区復興産業集積区域②】 　地図参照 【新山・城内・泉沢・中平・明内・米田・南浜地区】 　地図参照 【横合地区復興産業集積区域】 　地図参照 【沢山・和野平地区復興産業集積区域】 　地図参照 【玉川地区復興産業集積区域】 　地図参照 【根井地区復興産業集積区域】 　地図参照 【下安家地区復興産業集積区域】 　地図参照 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 　地図参照
普代村	○区域Ａ 【普代村沿岸地区復興産業集積区域①】 　普代村第 19 地割、普代村第 23 地割 【普代村沿岸地区復興産業集積区域②】 　普代村第４地割、普代村第７地割 【普代村工業団地復興産業集積区域】 　普代村第 11 地割字柏木平 36-1、36-3、37-1、38、39-1、41、42-1、43-1、44-1、45、46-1、47、48-1 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。

市町村	復興産業集積区域の範囲
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道４５号線の中心線と村道白井堀内線の中心線とで囲まれた区域、太田名部トンネルから普代村第４地割西側境界線に至るまでの県道４４号線（岩泉平井賀普代線）の中心線と海岸線とで囲まれた区域、普代村工業団地復興産業集積区域を区域Ｂとする。 また、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【普代村沿岸地区復興産業集積区域③】 村道小谷地鳥居線と村道白井萩牛線の交会点を起点とし、村道小谷地鳥居線と村道鳥居開拓３号線との交会点に至るまでの村道小谷内鳥居線の中心線から東側 100m 以内 【普代村沿岸地区復興産業集積区域④】 国道 45 号線と村道普代南浜線の交会点を起点とし、県道 44 号線と村道普代南浜線の交会点に至るまでの村道普代南浜線の中心線から南側 100m 以内 【普代村沿岸地区復興産業集積区域⑤】 大沢川と県道 44 号線の交会点と、県道 44 号線と村道太田名部黒崎線との交会点と、村道太田名部黒崎線のうち県道 44 号線と村道太田名部黒崎線との交会点から直線距離 1km 地点と、大沢川のうち大沢川河口から直線距離１km とで囲まれた区域 【普代村沿岸地区復興産業集積区域⑥】 村道太田名部黒崎線と村道黒崎港線の交会点を起点とし、村道太田名部黒崎線と村道黒崎開拓線との交会点に至るまでの村道太田名部黒崎線の中心線から西側 100ｍ以内
田野畑村	○区域Ａ 【田野畑村復興産業集積区域】 北山、机、明戸、川平、羅賀、和野、松前沢、島越、切牛、大芦、真木沢、田野畑、菅窪、浜岩泉、南大芦、巣合、萩牛、滝ノ沢、一の渡、田代、長根、日蔭、奥地、尾肝要、沼袋、大森、子木地、蝦夷森、奥地向、子木屋敷、姫松、千丈、七滝、室場、目名、猿山、年呂部 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道４５号線と県道１７３号線（田野畑岩泉線）との交会点を起点とし、岩泉町の境界線と県道１７３号線（田野畑岩泉線）との交会点に至るまでの県道１７３号線（田野畑岩泉線）の中心線から 500m 以内、普代村の境界線と国道４５号線との交会点を起点とし、岩泉町の境界線と国道４５号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と村道田野畑平井賀線との交会点を起点とし、県道４４号線（岩泉平井賀普代線）と村道田野畑平井賀線との交会点に至るまでの村道田野畑平井賀線の中心線から 500m 以内、国道４５号線と村道和野平井賀線との交会点を起点とし、県道４４号線（岩泉平井賀普代線）と村道和野平井賀線との交会点に至るまでの村道和野平井賀線の中心線から 500m 以内、普代村の境界線と県道４４号線（岩泉平井賀普代線）との交会点を起点とし、県道４４号線（岩泉平井賀普代線）と国道４５号線との交会点に至るまでの県道４４号

市町村	復興産業集積区域の範囲
	線（岩泉平井賀普代線）の中心線から500m以内を区域Ｂとする。
岩泉町	○区域Ａ 【岩泉町復興産業集積区域】 岩泉（夏節国有林５６４林班に隣接する字夏節は除く。）、二升石、尼額、乙茂、猿沢、鼠入、浅内 、門 、穴沢 、袰綿 、大川（上外山国有林５１５林班に隣接する字上外山は除く。）、釜津田（滝上国有林５３５林班及び５３６林班に隣接する字滝の上、下大板屋国有林５１７林班及び上大板屋国有林５４３林班並びに５３１林班に隣接する字大板屋は除く。）、小本 、中島 、中里 、袰野 、安家（年々山国有林３～５林班に隣接する字年々、茂井国有林１２林班に隣接する字茂井、半城子国有林１４林班に隣接する字半城子、松ヶ沢国有林５３林班に隣接する字松林、折壁国有林２４林班に隣接する字氷渡、穴目山国有林３３林班及び４０林班に隣接する字折壁、大坂本国有林６５林班に隣接する字大平及び字大坂本は除く。）、上有芸、下有芸 以上のうち、国有林、第１種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第20条第３項第１号又は第21条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、県道７号線（久慈岩泉線）と久慈市の境界線との交会点を起点とし、国道455号線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点に至るまでの県道７号線（久慈岩泉線）の中心線から1km以内、安家字半城子と半城子国有林１４林班の境界線と県道202号線（普代小屋瀬線）との交会点を起点とし、県道202号線（普代小屋瀬線）と安家字大平と大坂本国有林６３林班の境界線との交会点に至るまでの県道202号線（普代小屋瀬線）の中心線から1km以内、国道455号線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、国道455号線と国道340号線の分岐点との交会点に至るまでの国道455号線の中心線から1km以内、国道455号線と国道340号線の分岐点との交会点から北西方向の国道340号と国道455号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から1km以内、国道340号線と国道455号線との交会点を起点とし、葛巻町の境界線と国道340号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から1km以内、国道340号線と国道455号線との交会点を起点とし、国道455号線と盛岡市の境界線との交会点に至るまでの国道455号線の中心線から1km以内、国道455号線と国道340号線の分岐点との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道340号線との交会点に至るまでの国道340号線の中心線から1km以内、国道340号線と県道171号線（大川松草線）との交会点を起点とし、釜津田字滝の上と滝の上国有林５３３林班の境界線と県道171号線（大川松草線）との交会点に至るまでの県道171号線（大川松草線）の中心線から1km以内、国道455号線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、国道45号線と国道455号線との交会点に至るまでの国道455号線の中心線から1km以内、県道173号線（田野畑岩泉線）と国道455号線との交会点を起点とし、田野畑村の境界線と県道173号線（田野畑岩泉線）との交会点に至るまでの県道173号線（田野畑岩泉線）の中心線から1km以内、国道455号線と県道40号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、県道40号線（宮古

市町村	復興産業集積区域の範囲
	岩泉線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 40 号線（宮古岩泉線）の中心線から 1km 以内、県道 177 号線（有芸田老線）と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、県道 177 号線（有芸田老線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 177 号線（有芸田老線）の中心線から 1km 以内、町道上有芸水堀線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、町道上有芸水堀線と宮古市の境界線との交会点に至るまでの町道上有芸水堀線の中心線から 1km 以内、町道長下線と県道 177 号線（有芸田老線）との交会点を起点とし、町道長下線と宮古市の境界線との交会点に至るまでの町道長下線の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）との交会点を起点とし、田野畑村の境界線と県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）との交会点に至るまでの県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）の中心線から 1km 以内、田野畑村の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線と宮古市の境界線、海岸線、大牛内国有林５７９林班西側境界線、大牛内国有林５７８林班西側境界線、大牛内国有林５７５林班西側境界線、田野畑村の境界線で囲まれた範囲、田野畑村の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から西側 1km 以内を区域Ｂとする。
宮古市	○区域Ａ 【宮古市復興産業集積区域】 新川町、向町、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、大通四丁目、末広町、栄町、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、南町、舘合町、鴨崎町、和見町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、泉町、田の神一丁目、田の神二丁目、黒森町、山口一丁目、山口二丁目、山口三丁目、山口四丁目、山口五丁目、宮園、保久田、緑ヶ丘、五月町、小沢一丁目、小沢二丁目、横町、黒田町、新町、本町、沢田、築地一丁目、築地二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、光岸地、臨港通、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町、日の出町、佐原一丁目、佐原二丁目、佐原三丁目、佐原四丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原上町、西ヶ丘一丁目、西ヶ丘二丁目、西ヶ丘三丁目、西ヶ丘四丁目、長町一丁目、長町二丁目、神田沢町、太田一丁目、太田二丁目、千徳町、板屋一丁目、板屋二丁目、板屋三丁目、板屋四丁目、上鼻一丁目、上鼻二丁目、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、上村一丁目、上村二丁目、実田一丁目、実田二丁目、磯鶏一丁目、磯鶏二丁目、磯鶏三丁目、神林、藤の川、河南一丁目、八木沢一丁目、八木沢二丁目、八木沢三丁目、八木沢四丁目、長根一丁目、長根二丁目、長根三丁目、長根四丁目、近内一丁目、近内二丁目、近内三丁目、近内四丁目、近内五丁目、近内六丁目、小山田一丁目、小山田ニ丁目、小山田三丁目、小山田四丁目、高浜一丁目、高浜ニ丁目、高浜三丁目、高浜四丁目、山口第１地割、山口第４地割、山口第５地割、山口第６地割、山口第８地割、山口第９地割、山口第１０地割、山口第１１地割、山口第１２地割、山口第１３地割、山口第１４地割、山口第１５地割、田代第１地割、田代第２地割、田代第３地割、田代第４地割、田代第５地割、田代第６地割、田代第７地割、田代第８地割、田代第１４地割、田代第１５地割、田代第１６地割、田代第１７地割、田代第１８地

市町村	復興産業集積区域の範囲
	割、田代第１９地割、田代第２０地割、田代第２１地割、近内第２地割、近内第３地割、近内第４地割、近内第５地割、近内第６地割、近内第７地割、近内第８地割、近内第９地割、近内第１０地割、近内第１１地割、千徳第４地割、千徳第７地割、千徳第８地割、千徳第１０地割、千徳第１１地割、千徳第１２地割、千徳第１３地割、千徳第１４地割、千徳第１５地割、千徳第１８地割、千徳第２０地割、千徳第２１地割、千徳第２２地割、千徳第２３地割、千徳第２４地割、千徳第２５地割、千徳第２９地割、根市第１地割、根市第２地割、根市第３地割、根市第４地割、根市第５地割、根市第６地割、根市第７地割、根市第８地割、根市第９地割、花原市第１地割、花原市第２地割、花原市第３地割、小山田第１地割、小山田第２地割、小山田第３地割、小山田第４地割、小山田第５地割、小山田第６地割、小山田第７地割、小山田第８地割、小山田第９地割、磯鶏第１地割、磯鶏第３地割、磯鶏第４地割、磯鶏第６地割、磯鶏第７地割、磯鶏第８地割、磯鶏第９地割、磯鶏第１０地割、八木沢第１地割、八木沢第２地割、八木沢第３地割、八木沢第４地割、八木沢第５地割、八木沢第６地割、八木沢第７地割、八木沢第８地割、八木沢第９地割、高浜第１地割、高浜第２地割、高浜第３地割、高浜第４地割、高浜第５地割、高浜第６地割、高浜第８地割、高浜第９地割、金浜第１地割、金浜第２地割、金浜第３地割、金浜第４地割、金浜第５地割、金浜第６地割、金浜第７地割、白浜第１地割、白浜第２地割、白浜第３地割、崎山第１地割、崎山第２地割、崎山第３地割、崎山第４地割、崎山第５地割、崎山第６地割、崎山第７地割、崎山第８地割、崎鍬ヶ崎第１地割、崎鍬ヶ崎第２地割、崎鍬ヶ崎第３地割、崎鍬ヶ崎第４地割、崎鍬ヶ崎第５地割、崎鍬ヶ崎第６地割、崎鍬ヶ崎第７地割、崎鍬ヶ崎第８地割、崎鍬ヶ崎第９地割、崎鍬ヶ崎第１０地割、崎鍬ヶ崎第１１地割、崎鍬ヶ崎第１２地割、崎鍬ヶ崎第１３地割、崎鍬ヶ崎第１４地割、崎鍬ヶ崎第１５地割、崎鍬ヶ崎第１６地割、崎鍬ヶ崎第１７地割、崎鍬ヶ崎第１８地割、花輪第１地割、花輪第２地割、花輪第３地割、花輪第４地割、花輪第５地割、花輪第６地割、花輪第７地割、花輪第８地割、花輪第９地割、花輪第１０地割、花輪第１１地割、花輪第１２地割、花輪第１３地割、花輪第１４地割、花輪第１５地割、花輪第１６地割、花輪第１７地割、花輪第１８地割、花輪第１９地割、老木第１地割、老木第２地割、老木第３地割、老木第４地割、老木第５地割、老木第６地割、老木第７地割、老木第８地割、老木第９地割、老木第１０地割、老木第１１地割、老木第１２地割、老木第１３地割、老木第１４地割、老木第１５地割、老木第１６地割、老木第１７地割、老木第１８地割、老木第１９地割、老木第２０地割、老木第２１地割、老木第２２地割、老木第２３地割、老木第２４地割、老木第２５地割、老木第２６地割、老木第２９地割、老木第３０地割、老木第３１地割、老木第３２地割、老木第３３地割、老木第３４地割、老木第３５地割、長沢第７地割、長沢第９地割、長沢第１０地割、長沢第１１地割、長沢第１２地割、長沢第１３地割、長沢第１４地割、長沢第１５地割、長沢第１６地割、長沢第１７地割、長沢第１８地割、長沢第１９地割、長沢第２０地割、長沢第２１地割、長沢第２２地割、長沢第２３地割、長沢第２４地割、長沢第２５地割、長沢第２６地割、田鎖第１地割、田鎖第２地割、田鎖第３地割、田鎖第４地割、田鎖第５地割、田鎖第６地割、田鎖第７地割、田鎖第８地割、田鎖第９地割、田鎖第１０地割、田鎖第１１地割、田鎖第１２地割、田

市町村	復興産業集積区域の範囲
	鎖第１３地割、松山第１地割、松山第２地割、松山第３地割、松山第４地割、松山第５地割、松山第６地割、松山第７地割、松山第８地割、松山第９地割、松山第１０地割、松山第１１地割、松山第１２地割、松山第１３地割、津軽石第１地割、津軽石第２地割、津軽石第３地割、津軽石第４地割、津軽石第５地割、津軽石第６地割、津軽石第７地割、津軽石第８地割、津軽石第９地割、津軽石第１０地割、津軽石第１１地割、津軽石第１２地割、津軽石第１３地割、津軽石第１４地割、津軽石第１５地割、津軽石第１６地割、津軽石第１７地割、津軽石第１８地割、津軽石第１９地割、津軽石第２０地割、赤前第１地割、赤前第２地割、赤前第３地割、赤前第４地割、赤前第５地割、赤前第６地割、赤前第７地割、赤前第８地割、赤前第９地割、赤前第１０地割、赤前第１１地割、赤前第１２地割、赤前第１３地割、赤前第１４地割、赤前第１５地割、赤前第１６地割、赤前第１７地割、音部第１地割、音部第２地割、音部第３地割、音部第４地割、音部第５地割、音部第６地割、音部第７地割、音部第８地割、音部第９地割、音部第１０地割、音部第１１地割、重茂第１地割、重茂第２地割、重茂第３地割、重茂第４地割、重茂第５地割、重茂第６地割、重茂第７地割、重茂第８地割、重茂第９地割、重茂第１０地割、重茂第１１地割、重茂第１２地割、重茂第１３地割、重茂第１４地割、重茂第１５地割、重茂第１６地割、重茂第１７地割、重茂第１８地割、重茂第１９地割、重茂第２０地割、重茂第２１地割、重茂第２２地割、重茂第２３地割、重茂第２４地割、重茂第２５地割、重茂第２６地割、宮古第２地割、宮古第６地割、宮古第７地割、宮古第８地割、宮古第９地割、宮古第１０地割、宮古第１１地割、宮古第１２地割、宮古第１４地割、宮古乙第１地割、宮古乙第２地割、鍬ヶ崎第１地割、鍬ヶ崎第３地割、鍬ヶ崎第５地割、鍬ヶ崎第６地割、田老字川向、田老字向山、田老字西向山、田老字樫内、田老字古田、田老字小田代、田老字八幡水神、田老字小林、田老字田の沢、田老字田中、田老字館が森、田老字荒谷、田老字野原、田老字乙部、田老字青砂里、田老字越田、田老字和野、田老字駿達、田老字滝の沢、田老字乙部野、田老字重津部、田老字青野滝南、田老字重津部北、田老字青野滝、田老字青野滝北、田老字小堀内南、田老字飛、田老字新田、田老字長畑、田老字新田平、田老字ケラス、田老字水沢南、田老字向新田、田老字水沢、田老字払川、田老字片巻、田老字下摂待、田老字星山、田老字摂待、田老字上摂待、田老字小堀内、田老一丁目、田老二丁目、田老三丁目、田老四丁目、田老三王一丁目、田老三王二丁目、田老三王三丁目、茂市第１地割、茂市第２地割、茂市第３地割、茂市第４地割、茂市第５地割、茂市第６地割、茂市第７地割、茂市第８地割、茂市第９地割、蟇目第１地割、蟇目第２地割、蟇目第３地割、蟇目第４地割、蟇目第５地割、蟇目第６地割、蟇目第７地割、蟇目第８地割、蟇目第９地割、蟇目第１０地割、蟇目第１１地割、蟇目第１２地割、蟇目第１３地割、蟇目第１４地割、腹帯第１地割、腹帯第２地割、腹帯第３地割、腹帯第４地割、刈屋第１地割、刈屋第２地割、刈屋第３地割、刈屋第４地割、刈屋第５地割、刈屋第６地割、刈屋第７地割、刈屋第８地割、刈屋第１０地割、刈屋第１１地割、刈屋第１２地割、刈屋第１３地割、刈屋第１４地割、刈屋第１５地割、刈屋第１６地割、刈屋第１７地割、和井内第１地割、和井内第２地割、和井内第３地割、和井内第４地割、和井内第５地割、和井内第６地割、和井内第９地割、和井内第１０地割、和井内第１１地割、和井内第１２地割、和井内

市町村	復興産業集積区域の範囲
	第１３地割、和井内第１４地割、和井内第１５地割、和井内第１６地割、和井内第１７地割、和井内第１８地割、和井内第１９地割、和井内第２０地割、和井内第２１地割、和井内第２２地割、和井内第２３地割、和井内第２４地割、和井内第２５地割、和井内第２６地割、和井内第２７地割、和井内第２８地割、古田第１地割、古田第２地割、川井第１地割、川井第２地割、川井第３地割、川井第４地割、川井第５地割、川井第６地割、川井第７地割、川井第８地割、川井第１０地割、川井第１１地割、片巣第１地割、片巣第２地割、片巣第３地割、箱石第１地割、箱石第２地割、箱石第４地割、箱石第５地割、箱石第６地割、鈴久名第１地割、鈴久名第２地割、鈴久名第５地割、鈴久名第６地割、鈴久名第７地割、夏屋第２地割、夏屋第４地割、夏屋第５地割、夏屋第６地割、夏屋第７地割、川内第１地割、川内第２地割、川内第３地割、川内第４地割、川内第５地割、川内第６地割、川内第７地割、川内第８地割、川内第９地割、平津戸第１地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、平津戸第２地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、門馬第１地割、門馬第２地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、区界第１地割、区界第２地割、区界第３地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、区界第４地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、江繋第１地割、江繋第２地割、江繋第３地割、江繋第４地割、江繋第５地割、江繋第６地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、江繋第７地割、江繋第８地割、江繋第９地割、江繋第１０地割、江繋第１１地割、江繋第１２地割、江繋第１３地割、江繋第１９地割、小国第１地割、小国第２地割、小国第４地割、小国第５地割、小国第６地割、小国第９地割、小国第１０地割、小国第１２地割、小国第１３地割、小国第１４地割、小国第１５地割、小国第１６地割、小国第１７地割、小国第１８地割、小国第１９地割、小国第２０地割、小国第２１地割、小国第２２地割 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、岩泉町の境界線（田老字摂待北側）と国道 45 号線との交会点を起点とし、山田町の境界線（津軽石第 13 地割南側）と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 2km 以内、国道 45 号線と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点を起点とし、山田町の境界線（重茂第 22 地割南側）と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、岩泉町の境界線（田代第 14 地割北側）と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、国道 106 号線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点に至るまでの県道 40 号線（宮古岩泉線）の中心線から 2km 以内、山田町の境界線（津軽石第 15 地割南側）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点を起点とし、県道 200 号線（花輪千徳線）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点に至るまでの県道 290 号線（宮古山田線）の中心線から 1km 以内、県道 200 号線（花輪千徳線）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点を起点とし、国道 106 号線と県道 200 号線（花輪千徳線）との交会点に至るまでの県道 200 号線（花輪千徳線）の中心線から 1km 以内、国道 45

市町村	復興産業集積区域の範囲
	号線と国道 106 号線との交会点を起点とし、盛岡市の境界線（区界第 2 地割西側）と国道 106 号線との交会点に至るまでの国道 106 号線の中心線から 1km 以内（国有林地を除く。）、岩泉町の境界線（和井内第１地割北側）と国道 340 号線との交会点を起点とし、国道 106 号線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 106 号線と国道 340 号線との交会点を起点とし、小国第１地割南側の境界線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 340 号線と県道 25 号線（紫波江繋線）との交会点を起点とし、早池峰山国有林１８３林班の境界線と県道 25 号線（紫波江繋線）との交会点に至るまでの県道 25 号線（紫波江繋線）の中心線から 1km 以内を区域Ｂとする。 また、県道 41 号線（重茂半島線）と市道浦の沢線との交会点（重茂中学校バス停）を起点とし、市道浦の沢線と市道白浜峠荒巻線との交会点に至るまでの市道浦の沢線の中心線の西側 500ｍと重茂半島の東部海岸線で囲まれた区域、市道浦の沢線と市道白浜峠荒巻線との交会点を起点とし、市道浦の沢線と市道閉伊崎線との交会点に至るまでの市道浦の沢線の中心線の西側 200ｍと重茂半島の東部海岸線で囲まれた区域、市道浦の沢線と市道閉伊崎線の交会点を起点とし、市道浦の沢線の終点に至るまでの市道浦の沢線の中心線から 200ｍ以内、市道追切線と市道閉伊崎線の交会点を起点とし、市道追切線の終点に至るまでの市道追切線の中心線から 200ｍ以内、市道閉伊崎線の中心線と重茂半島の東部及び西部海岸線で囲まれた区域、県道 41 号線（重茂半島線）と市道千鶏姉吉線との交会点（姉吉バス停）を起点とし、市道千鶏姉吉線の終点に至るまでの市道千鶏姉吉線の中心線から 200ｍ以内を区域Ｂとする。
山田町	○区域Ａ 【山田町復興産業集積区域①】 豊間根第１地割、豊間根第２地割、豊間根第３地割、豊間根第４地割、豊間根第５地割、豊間根第６地割、豊間根第７地割、豊間根第８地割、豊間根第９地割、豊間根第１０地割、豊間根第１２地割、豊間根第１３地割、豊間根第１４地割、豊間根第１５地割、第豊間根１６地割、豊間根第１７地割、豊間根第１８地割、豊間根第１９地割、豊間根第２０地割、豊間根第２１地割、石峠第１地割、石峠第２地割、石峠第３地割、石峠第４地割、荒川第１地割、荒川第２地割、荒川第３地割、荒川第４地割、荒川第６地割、第荒川７地割、荒川第８地割、荒川第９地割、大沢第１地割、大沢第２地割、大沢第３地割、大沢第４地割、大沢第５地割、大沢第６地割、大沢第７地割、大沢第８地割、大沢第９地割、大沢第１０地割、山田第１地割、山田第２地割、山田第３地割、山田第４地割、山田第５地割、山田第９地割、山田第１０地割、山田第１１地割、山田第１３地割、山田第１５地割、山田第１６地割、山田第１７地割、山田第１９地割、山田第２０地割、北浜町、中央町、八幡町、長崎一丁目～四丁目、境田町、川向町、後楽町、飯岡第２地割、飯岡第６地割、飯岡第７地割、飯岡第８地割、織笠第１地割、織笠第２地割、織笠第８地割、織笠第９地割、織笠第１０地割、織笠第１１地割、織笠第１２地割、織笠第１３地割、織笠第１４地割、織笠第１５地割、織笠第１６地割、織笠第１９地割、織笠第２０地割、織笠第２１地割、織笠第２３地割、織笠第２

市町村	復興産業集積区域の範囲
	４地割、織笠第２５地割、織笠第２６地割、織笠第２７地割、船越第２地割、船越第３地割、船越第４地割、船越第５地割、船越第６地割、船越第７地割、船越第８地割、船越第９地割、船越第１０地割、船越第１１地割、船越第１２地割、船越第１３地割、船越第１４地割、船越第１５地割、船越第１６地割、船越第１７地割、船越第１８地割、船越第１９地割、船越第２０地割、船越第２１地割、船越第２２地割、船越第２３地割、民有林第１４林班４６小班内 【山田町復興産業集積区域②】 大沢第１３地割 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道 45 号線と宮古市の境界線との交会点を起点とし、国道 45 号線と大槌町の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、県道 290 号線（宮古山田線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 290 号線（宮古山田線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 290 号線（宮古山田線）の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点を起点とし、県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第１０地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第１３地割の西側境界線との交会点を起点とし、県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第１３地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、町道長林大浦線と国道 45 号線との交会点を起点とし、船越第２３地割内の町道長林大浦線終点に至るまでの町道長林大浦線の中心線から 1km 以内、織笠第１５地割内の織笠川の中心線から 1km 以内及び織笠第８地割、織笠第１６地割、織笠第１８地割のうち織笠川から北側、織笠第１９地割、織笠第２０地割を区域Ｂとする。 また、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【山田町復興産業集積区域③】 県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第 11 地割の西側境界線との交会点を起点とし、県道 41 号線と大沢第 11 地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から南側の海岸線で囲まれた区域。 【山田町復興産業集積区域④】 国道 45 号線と町道三浦医院前線との交会点を起点とし、町道前須賀・タブの木荘線との交会点に至るまでの町道三浦医院前線の中心線から 1km 以内、町道三浦医院前線と町道前須賀・タブの木荘線との交会点を起点とし、町道金浜線との交会点に至るまでの町道前須賀・タブの木荘線の中心線から 1km 以内、町道前須賀・タブの木荘線と町道金浜線との交会点を起点とし、町道金浜線と船越第 16 地割の南側境界線との交会点に至るまでの町道金浜線の中心線から 1km 以内。以上のうち、復興整備計画における居住候補地及び居住地を除く。

市町村	復興産業集積区域の範囲
大槌町	○区域Ａ 【浪板・吉里吉里地区復興産業集積区域】 吉里々々第 7～14 地割、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里々々第 29～31 地割、吉里吉里四丁目、吉里々々第 1、2、5 地割 【赤浜・安渡地区復興産業集積区域】 赤浜一丁目、吉里々々第 24 地割、赤浜二丁目、赤浜三丁目、安渡一丁目、安渡二丁目、大槌第 28 地割、安渡三丁目、港町、新港町、大槌第 21 地割 【沢山・大ケロ・源水・金澤地区復興産業集積区域】 大槌第 11 地割大ケロ 14-1 及び 17-1、大槌第 15、16、22～24 地割、大槌第 14 地割、大槌第 12、13 地割、大ケロ一丁目、大ケロ二丁目、大槌第 5～10 地割、大槌第 1～4 地割、金澤第 42、43 地割、金澤 29～31、40 地割、金澤第 23～25 地割、金澤第 21、22、27、28 地割、金澤第 14～18、20 地割、金澤第 9～13 地割、金澤第 7 地割、金澤第 1～6 地割 【町方地区復興産業集積区域】 上町、小鎚第 26～28 地割、栄町、末広町、本町、大町、須賀町、新町 【小枕地区復興産業集積区域】 小鎚第 28 地割 【臼沢・寺野・桜木・小鎚地区復興産業集積区域】 桜木町、小鎚第 25 地割、小鎚第 16、18～24 地割、小鎚第 14、15、17 地割、小鎚第 11～13 地割 以上のうち、第１種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａ及び以下に示す区域を区域Ｂとする。 【小槌地区復興産業集積区域】 町道新山２号線と町道新山１号線との交会点を起点とし、町道新山２号線と町道新山３号線との交会点に至るまでの町道新山２号線の中心線から 1km 以内、町道新１号線と町道新山２号線との交会点を起点とし、町道新山１号線と町道新山４号線との交会点に至るまでの町道新山１号線の中心線から 1km 以内、町道新山１号線と町道小鎚１号線との交会点を起点とし、町道新山１号線と町道新山４号線との交会点に至るまでの町道新山１号線の中心線から 200m 以内、町道新山２号線と町道新山３号線との交会点を起点とし、町道新山２号線と町道新山１号線との交会点に至るまでの町道新山２号線の中心線から 200m 以内。
釜石市	○区域Ａ 大渡町、大町、只越町、大只越町、天神町、浜町、東前町、鈴子町、魚河岸、新浜町、港町、松原町、嬉石町、大平町、千鳥町、駒木町、中妻町、八雲町、岩井町、源太沢町、住吉町、新町、上中島町、小佐野町、小川町、桜木町、礼ヶ口町、定内町、野田町、 ・大字釜石第１地割 281-2、281-7、281-19、281-20、281-24、281-25、281-26、281-43、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	281-46、281-68、281-76、320、321、322、324、325、 ・大字釜石第 12 地割 135-1、135-2、135-3、138-1、138-2、140-27、140-28、140-29、140-30、140-41、140-43、140-44、140-45 県道 238 号線（吉里吉里釜石線）と市道室浜 6 号線の交会点を中心として半径 300m以内、県道 35 号線（釜石遠野線）と国道 45 号線の交会点を中心として半径２ｋｍ以内、市道轟沢線と市道栗橋 1 号線との交会点を起点とし、市道轟沢線の終点に至るまでの市道轟沢線の中心線から 100m以内、県道 35 号線（釜石遠野線）と遠野市との交会点を起点とし、県道 35 号線（釜石遠野線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道 35 号線（釜石遠野線）の中心線から 300m以内、市道箱崎 13 号線の終点を中心として半径 500m以内、市道箱崎桑ノ浜線の終点を中心として半径 300m以内、市道両石 16 号線の終点を中心として半径 500m以内、国道 45 号線と県道 242 号線（水海大渡線）の交会点を起点とし、県道 242 号線（水海大渡線）と市道鵜住居 33 号の交会点に至るまでの県道 242 号線（水海大渡線）の中心線から 300m以内、市道桜木町上小川線と市道小川町 36 号線の交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点に至るまでの市道桜木町上小川線の中心線から 300m以内、市道桜木町上小川線と市道上小川線の交会点を起点とし、市道上小川線と市道ふれあい湖畔線の交会点に至るまでの市道上小川線の中心線から 200m以内、国道 283 号線（釜石街道）と遠野市の境界線との交点を起点とし、国道 283 号線（釜石街道）と市道野田 48 号線の交会点に至るまでの国道 283 号線（釜石街道）の中心線から 500m以内、国道 45 号線と市道平田上中島線の交会点を中心として半径 1.5ｋｍ以内、県道 249 号線（桜峠平田線）と市道本郷桜並木線の交会点を中心として半径 500m以内、国道 45 号線と県道 249 号線（桜峠平田線）の交会点（桜峠北交差点）を起点とし、県道 249 号線（桜峠平田線）と市道小白浜本郷線の交会点に至るまでの県道 249 号線（桜峠平田線）の中心線から 200m以内、国道 45 号線と市道唐丹 21 号線の交会点を起点とし、市道唐丹 21 号線の終点に至るまでの市道唐丹 21 号線の中心線から 200m以内、市道唐丹 58 号線と市道唐丹 54 号線の交会点を起点とし、市道唐丹 58 号線と市道唐丹 22 号線との交会点に至るまでの市道唐丹 58 号線の中心線から 500m以内、市道唐丹 22 号線の始点を起点とし、市道唐丹 22 号線の終点に至るまでの市道唐丹 22 号線の中心線から 200m以内、国道 45 号線と県道 193 号線（唐丹日頃市線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 250 号線（吉浜上荒川線）との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m以内、県道 250 号線（吉浜上荒川線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 250 号線（吉浜上荒川線）と市道唐丹 64 号線との交会点に至るまでの県道 250 号線（吉浜上荒川線）の中心線から 500m以内、市道唐丹 64 号線の終点を中心として半径 100m以内、県道 193 号線（唐丹日頃市線）と大船渡市の境界線との交会点を起点とし、県道 193 号線（唐丹日頃市線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道 193 号線（唐丹日頃市線）の中心線から 200m以内 以上のうち、唐丹町本郷、第 1 種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第 1 種特別地域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第 1 種特別区域（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号又は第 21 条第 3 項第 1 号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する

市町村	復興産業集積区域の範囲
	土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａ（市道轟沢線と市道栗橋１号線との交会点を起点とし、市道轟沢線の終点に至るまでの市道轟沢線の中心線から 100m以内、復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。）を区域Ｂとする。 また、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【箱崎白浜復興産業集積区域】 市道鵜住居 32 号線と市道鵜住居 42 号線の交会点を中心として半径 300m以内、市道鵜住居 32 号線と市道白浜小学校線との交会点を中心として半径 250m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。 【仮宿復興産業集積区域】 市道鵜住居８号線の起点を中心として半径 100m以内及び市道鵜住居８号線の起点から市道鵜住居８号線と市道仮宿２号線との交会点に至るまでの市道鵜住居８号線の中心線から 100m以内及び市道鵜住居８号線と市道仮宿２号線との交会点を中心として半径 100m以内。 以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。 【尾崎白浜復興産業集積区域】 市道尾崎白浜５号線の起点を中心として半径 300m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。 【佐須復興産業集積区域】 市道佐須２号線の起点を中心として半径 300m以内。 【本郷・花露辺復興産業集積区域】 県道 249 号線（桜峠平田線）と市道本郷桜並木線の交会点を中心として半径 500m以内、国道 45 号線と県道 249 号線（桜峠平田線）の交会点（桜峠北交差点）を起点とし、県道 249 号線（桜峠平田線）と市道小白浜本郷線の交会点に至るまでの県道 249 号線（桜峠平田線）の中心線から 200m以内、市道花露辺４号線の終点を中心として半径 300m以内。 【大石復興産業集積区域】 市道大石２号線と市道唐丹 36 号線との交会点を中心として半径 150m以内及び市道大石２号線と市道唐丹 36 号線との交会点を起点として市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交会点に至るまでの市道唐丹 36 号線の中心線から 150m以内及び市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交会点を中心として半径 150m以内。 ただし、対象区域に含まれる国有林については、森林の機能を確保するため、立木の伐採や

市町村	復興産業集積区域の範囲
	土地の形質の変更等が規制されている区域であることから、立地の際に、許認可等関係法令との個別の調整が必要になる。
陸前高田市	○区域Ａ 【陸前高田市復興産業集積区域】 山谷・味米・信内・二田野・大嶋部・諏訪・山崎・三の戸・金平・和山・袖野・清水川・越戸内・片地家・鍋谷・徳前・東角地・二又・中平・出口・打越・愛宕下・金屋敷・馬越・寺前・木戸口・神明前・湯漬畑・堂前・小嶋部・中島・耳切・根岸・元屋敷・梅木・沖・外道尻・清水、太田・銭洞・久連坪・袋沢・堂の沢・狩集・宇南沢・金成・本宿・砂子田・西宿・黄金山・梅の木・友沼・釘の子・孤舞柳・三日市・志田実、相川・細根沢・赤畑・上壺・滝の里・大畑・新田・下壺・仲の沢・十日市場・北平・上細根・館・童子、神崎・奈々切・三本松・水上・荒川・中堰・田の浜・要谷・荒川沢・砂盛・丑沢・福伏・中井・木場・二日市・中ヶ谷・土手影・湊・川口・長洞・内野・月山・町・垂井ヶ沢・牧田・町裏・愛宕下・古谷・中瀬・小渕・双六・的場、中川原・古川・洞の沢・飯森場・大石沖・曲松・下和野・中田・栃ヶ沢・砂畑・西和野・中長砂・鳴石・裏田・中和野・長砂・大石・川原・東和野・寒風・森の前・荒町・太田・本宿・馬場前・大町・山苗代・中宿・並杉・馬場・荒沢・下宿・館の沖・本丸・法量、沼田・野沢・松峰・和野・中田・川内・脇の沢・西風道・川崎・佐野・館・中島・地竹沢・川西・堂の前・糠塚沢・川向・樋の口・和方・西の沢・神田・道の上、金浜・中西・新田前・雲南・冥加沢・上の坊・泉田・茂里花・両替・柳沢・谷地前・浦の前・茗荷・後谷地・唯出・浦田・三日市・宮崎・谷地館・小屋敷・松山前・柳沢前・小ヶ口前・沢辺・西の坊・花崎・小谷地上・中里・唐笠松・衣地下・小ヶ口・獺沢・西下・下新田・上新田・矢の浦・茶立場・猪森・衣地・鳥嶋・小崎下・財当・花前・塩谷・金田・寺長根・腰廻・鳥越・門前・菖蒲・小友浦、長洞・谷地・赤坂角地・御城林・小長洞・明下・根岬・越田・長根洞・六ヶ浦・集・大陽里・袖野・平畑・久保・大陽・小屋敷・山田・中沢・長船崎・後花貝・蒲田・田端・前花貝・大祝・泊・天王前・黒崎・後浜・羽根穴・岩倉・大久保 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在

市町村	復興産業集積区域の範囲
	する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道 343 号線と坂下の境界線との交会点を起点とし、国道 343 号線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 343 号線の中心線から 2km 以内、国道 343 号線と県道 246 号線（世田米矢作線）との交会点を起点とし、県道 246 号線（世田米矢作線）と的場の境界線との交会点に至るまでの県道 246 号線（世田米矢作線）の中心線から西側 500m 以内および東側 2km 以内、国道 340 号線と南行の境界線との交会点を起点とし、国道 340 号線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 2km 以内、気仙沼市の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 45 号線と大船渡市の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 2km 以内、小友町、広田町を区域Ｂとする。